

木造家屋建築工事におけるその他の木材加工用機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	13～14	現場でボルトを通す穴をドリルで開けていたとき、とめてあったビスが斜めに刺さっていたのでドライバーで抜こうとしたところ、ピットの山が潰れていて抜けないので鉄工キリを使って開けようとし、その途中にキリがビスにかんでドリルで跳ばされ、腕が捻られた。	67	—
4	15～16	自社所有のアパート内装工事にて、工具点検準備中に誤ってサンダーを作動させてしまい、左手首が接触し負傷した。	46～29	10
4	16～17	新築現場にて、丸ノコを使って下地材を右手でおさえて左手で切っていたとき、誤って親指先を切断した。	62～29	10
5	9～10	現場にて土台及び床根太作業時、隣で根太運搬中の被災者と、釘打作業をしていた別作業者の釘打機が接触した。その際、釘打機のトリガーに指を掛けていたため釘が発射され、被災者のヘルメットの上から釘が刺さり被災した。	57～9	1
6	13～14	住宅の土台引き工事中に、釘打機トリガーを引いたまま左膝上部に当ててしまい、発射してしまった。	47～9	1
6	9～10	木造住宅1階のトイレ（幅約80cm、長さ125cm）にて、便器撤去後の床板を貼り替えるため、電動丸鋸にて開口しようと床面に当てた際に、強い反動を受け、直近の右足親指より第3指まで裂傷を受けたものである。	63～9	1
		第2期4号棟で2階建て方の際床部分の梁の針止めをしている時、雨で滑ってしまい		1

7	11~12	誤って左足を針打ち機で打ってしまい負傷してしまった。	25	~ 9
7	11~ 12	個人宅納屋新築工事に伴い、足場板上に座り、外壁の下地材をエア一式釘打機を使って留めていたところ、誤って外してしまい、右ひざの上部を打ってしまい負傷した。	44	~ 9
7	14~ 15	個人宅地震復旧工事現場において、リビングの壁面にスクリューボルトを打ち込む作業中、電動ドリルの回転力に負けてしまい、右手を捻り骨折してしまったものである。	64	~ 49
9	11~ 12	作業場で倉庫内事務所新設工事の木材の加工の為、電気のかぎりを使用中に手をすべらせて、左手薬指の先を負傷した。	64	~ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html